

〔事案 27-59〕 契約無効請求

・平成 27 年 9 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時に、募集人が 1 年に 1 度保全訪問を実施すると約束したのに、訪問しなかったとして、契約を取り消し、利息を付加したうえで既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 12 月に契約した入院保険について、以下の理由により、利息を付加したうえで既払込保険料を返してほしい。

- (1) 募集人が 1 年に 1 回の保全訪問を実施することを約束して契約したが、その約束が守られなかった。
- (2) 保全訪問不履行は保険業法 300 条違反である

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 営業上のサービス（定期的な訪問など）は付加価値であり、契約内容ではない。したがって、契約不履行に当たらない。また、実際の損害が発生していると考えられないため、損害賠償請求は当てはまらない。
- (2) 返金を主張している既払込保険料は、適切な販売によって成立した生命保険契約の保険料であり、不当な利得には当たらない。また、払込期日が到来した保険料は消費（主に保険給付に使用）済みであり、本件契約において、当社が返却すべき保険料は存在しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件契約について保険業法 300 条違反や債務不履行は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。